

平成31年3月19日（火）
16時30分～17時30分
港区役所4階庁議室

平成30年度第1回港区消防団運営委員会

1 開会

2 委員紹介

3 報告事項

平成28年諮問（審議期間：平成28年11月から平成30年3月まで）
に対する特別区消防団運営委員会の答申と対応方針の概要について

【資料1】

4 審議事項

平成31年特別区消防団運営委員会への諮問について【資料2～8】

5 その他

6 閉会

<配付資料>

港区消防団運営委員会委員名簿

（資料1）特別区消防団運営委員会の答申を踏まえた対応方針について

（資料2）諮問事項等

（資料3）特別区消防団運営委員会への諮問事項について

（資料4）港区内消防団現勢（定員・現員・充足率）と前年比

（資料5）港区内各消防団における機能別団員の導入状況等について

（資料6）港区内各消防団員に対するアンケート（案）

（資料7）消防団現有資機材

（資料8）特別区の消防団の設置等に関する条例

特別区消防団運営委員会の答申を踏まえた対応方針について

1 諮問事項

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、消防団の活動能力を強化するための方策はいかにあるべきか（審議期間：2016年11月から2018年3月まで）

2 諮問の趣旨

近年、各地で地震・水災等の大規模な自然災害が発生しており、東京においても直下地震等による大きな被害の発生が予測される中、「地域密着力」「要員動員力」「即時対応力」を兼ね備えている消防団には大きな期待が寄せられている。

また、特別区消防団は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開催都市の消防団として大会の成功に向け、大会開催期間中の災害の未然防止と災害発生時における人的・物的被害を最小限にとどめるため、消防署隊と連携した警戒を実施する必要がある。

このことから、東京2020大会に向けて、消防団の活動能力を強化するための方策について諮問するものである。

3 答申及び対応方針

	主な答申内容	対応方針	対応年度
活動体制の整備	応援による警戒に伴い、消防団員の所属や身分の識別が必要	・消防団員証の更新等	31年度以降更新予定
	消防団の応援による警戒を実施するため、関係規程に消防団の管轄区域外の警戒の規定が必要	・特別区消防団の災害活動等に関する規程の改正	30年度以降改正予定
活動環境の充実	夏の暑い時季の警戒となるため、警戒員に対する熱中症予防対策が必要	・酷暑対策用被服の整備（活動用帽子、ポロシャツ、Tシャツ）	31年度整備予定
	警戒中に発生した火災に対する消火活動時の負担の軽減が必要	・50mmホース・ガンタイプノズルの試行	30～31年度試行実施
	夏の暑い時季に発生する、ゲリラ豪雨等による水災への対応が必要	・水害対策用資機材の整備（フローティングストレーナー・強力ライト・フロートロープ）	31年度整備予定
	発生した傷病者に対応するため応急救護能力の向上が必要	・AEDの整備	30年度整備実施
	広範な警戒範囲に対応するため迅速で確実な消防団相互の情報共有が必要	・アプリケーションを活用した情報共有の検証	31年度検証予定

主な答申内容		対応方針	対応年度
活動能力の向上	多数の来場が予想される外国人への対応能力の向上が必要	・コミュニケーションボードの整備 ・英会話講習の実施	31年度以降整備予定 30年度講習実施 31年度講習予定
	多数の来場が予想される聴覚障害者への対応能力の向上が必要	・手話講習の実施	30年度講習実施 31年度講習予定
	警戒等に必要な教育を効果的に行うため、教育環境の向上が必要	・e-ラーニングシステムの活用による教育訓練の推進	30年度から試行実施
	警戒に必要な体力の維持向上が必要	・消防団応援の店ヘスポーツクラブの加入促進	31年度加入促進予定
消防団の活性化策	来場者等に対する消防団の広報のため消防団のアピールが必要	・酷暑対策用被服に対する消防団マーク等の表示	31年度整備予定
	消防団の活動力を確保するため更なる入団促進が必要	・機能別消防団員の導入促進	30年度から導入促進実施
その他	東京2020大会の警戒により消防団の負担が増加することから、消防団の行事の整理が必要	・団点検・操法大会の実施方法の検討	30年度から検討実施

4 参考

資機材	諸元等
活動用帽子・Tシャツ・ポロシャツ 	<ul style="list-style-type: none"> ・通気性や速乾性のある素材を採用し、着心地を向上 ・消防団マークやバックプリント等の表示による消防団の広報効果を期待
フloating ストレーナー 	<ul style="list-style-type: none"> ・吸水量：最大1,500・/m ・水深2cmまで吸水可能 ・水面で浮かんだ状態で吸水し、水底に堆積物が多くても対応可能
強カライト 	<ul style="list-style-type: none"> ・出力(明るさ)：15W(900ルーメン) ・電源：充電式リチウムイオンバッテリー ・連続使用時間：2時間15分 ・防水性能：IP56
フロートロープ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロープサイズ：直径9mm×22m ・材質：ポリプロピレン製 ・水面に浮く機能を備え、足元が冠水した状態でも住民の避難誘導時に誘導ロープを見失うことがない。

特別区消防団運営委員会への諮問事項について

1 諮問事項

特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか

(審議期間：諮問日から2020年3月まで)

2 諮問の趣旨

近年、日本国内において地震や台風等様々な災害が起き、各地で甚大な被害が発生している。ここ東京においても首都直下地震の発生が危惧されているところであり、消防団は消火活動や救出救助等において正に地域防災力の要としての活躍が期待されている。

そのような中、特別区においては基本団員を中心とした消防団員の確保のため様々な募集広報活動を行っているものの、現在、消防団員は減少を続け地域防災力の低下が懸念されているところである。

また、消防団員の全国的な減少から、総務省消防庁は特定の活動、役割のみに参加する消防団員である「機能別団員」の制度導入を各自治体に要請してきたところであり、さらに2018年1月には「消防団員の確保方策等に関する検討会」の報告書により、大規模災害時に消防団活動を行う機能別団員の導入についても提案がなされたところである。

このことから、機能別団員の更なる拡充等、特別区消防団の組織力を強化するための方策について諮問を行うものである。

3 現状



基本団員

機能別団員

任務・役割

- ・消火活動
- ・警戒
- ・防火防災訓練指導
- ・応急救護訓練指導
- ・募集広報活動
- ・大規模災害（震災・水災）活動 など

位置づけ

- ・団本部
- ・分団

階級

- ・団長
- ・副団長
- ・分団長
- ・副分団長
- ・部長
- ・班長
- ・団員

処遇

- ・報酬 42,500円/年（団員の場合）
- ・費用弁償 4,000円/回
- ・退職報償金 200,000円（勤務年数5年以上10年未満で団員の場合）

給貸与品

○給与品

- ・冬帽 1
- ・冬服 1
- ・夏帽 1
- ・夏服 1
- ・活動服 2
- ・活動服（薄型） 2
- ・兼用外とう 1
- ・ネクタイ 1
- ・ワイシャツ 1
- ・バンド 1
- ・短靴 1
- ・編上げ活動靴 1
- ・ゴム長靴 1
- ・アポロキャップ 1
- ・手袋 1

○貸与品

- ・階級章 2
- ・襟章 2
- ・活動用雨外とう 1
- ・防火帽 1
- ・防火帽しころ 1
- ・防火服 1
- ・保安帽 1

4 方向性

① 機能別団員の更なる拡充

☞ 一昨年から消防団員確保のため、機能別団員の受入れをお願いしているところですが、進んでいない状況です。このことから、各消防団において機能別団員を受入れるために必要なことについて審議してください。

- ※ 機能別団員
全ての消防団活動を行う基本団員に対し、特定の任務や役割を行う消防団員

② 大規模災害団員のあり方

☞ 震災等大規模災害発生時の消防団の活動力の確保のため、消防団員を確保することが重要です。このことから、各消防団において大規模災害団員を受入れるために必要なことについて審議してください。

- ※ 大規模災害団員
震災等大規模災害時に消防団活動を行う消防団員

③ その他、組織力強化方策（装備資機材の整備）

☞ 現在の消防団の組織力を強化するために必要な装備資機材の整備等について審議してください。

5 検討事項①②

任務・役割

☞ どのような任務・役割の機能別団員が受入れられるか？
(例) ・ 応急救護訓練指導を行う機能別団員
・ 大規模災害時に活動する大規模災害団員 など

位置づけ

☞ どこに配置するのか？
(例) ・ 団本部
・ 分団 など



機能別団員

大規模災害団員

処遇

☞ 報酬、費用弁償、退職報償金は基本団員と同じでよいのか？
(例) ・ 基本団員と同じ ・ 増額 ・ 減額 ・ なし など

階級

☞ 階級は基本団員と同じでよいのか？
(例) ・ 基本団員と同じ ・ 団員に固定 など

給貸与品

☞ 給貸与品は基本団員と同じでよいのか？
(例) ・ 基本団員と同じ ・ 任務や役割に必要な給貸与品に限定など

対象

☞ どのような人に担ってもらいたいのか？
(例) ・ 消防団のOB ・ 東京消防庁のOBや非常勤職員
・ 区役所職員 ・ 女性 ・ 学生 など

その他

☞ 必要な資機材や訓練など

港区内消防団現勢等

1 現員と前年比等(平成31年2月1日現在)

所属	定員	現員(前年数)	増減(±)	充足率(前年数)	増減(±)
芝消防団	220名	213名(228名)	-15名	96.8%(103.6%)	-6.8%
麻布消防団	120名	98名(104名)	-6名	81.7%(86.7%)	-5%
赤坂消防団	130名	109名(110名)	-1名	83.8%(84.6%)	-0.8%
高輪消防団	110名	98名(97名)	+1名	89.1%(88.2%)	+0.9%
港区全体	580名	518名(539名)	-21名	89.3%(92.9%)	-2.9%

2 女性・学生・元消防職員の在団数(平成31年2月1日現在)

種別	芝消防団		麻布消防団		赤坂消防団		高輪消防団	
	人員数(前年数)	増減(±)	人員数(前年数)	増減(±)	人員数(前年数)	増減(±)	人員数(前年数)	増減(±)
女性団員	80名(81名)	-1名	20名(21名)	-1名	15名(16名)	-1名	25名(26名)	-1名
学生団員	49名(45名)	+4名	2名(2名)	±0名	3名(4名)	-1名	3名(3名)	±0名
元消防職員	0名(0名)	±0名	0名(0名)	±0名	0名(0名)	±0名	0名(0名)	±0名

港区内各消防団における機能別団員の導入状況等について

1 導入状況

	芝消防団	麻布消防団	赤坂消防団	高輪消防団
導入状況	未導入	未導入	未導入	未導入

2 主な未導入理由

- 特定の活動しか行わない機能別団員と基本団員の報酬等の待遇が同じままでは、基本団員に不公平感が出て、導入に対する理解が得られない可能性がある。
- 特定の活動しか行わない機能別団員と基本団員の報酬等の待遇が同じままでは、基本団員から機能別団員への転向者が増え、消防団の災害活動等に支障が出る可能性がある。
- 特定の活動、体制のみに参加する機能別団員と従来の基本団員とは待遇について差をつけるべきである。
組織を二分することは、安全、教育効果、装備関係、連携の面から検討すべきことが多い。これらの条件を整備する必要がある。

港区消防団運営委員会アンケート(案)

【機能別団員に関する設問】

- 1 どのような任務・役割の機能別団員なら導入しても良いと思いますか。
(例：応急救護訓練指導を専門に行う機能別団員)
〔 〕
- 2 機能別団員を導入する場合、対象者を限定した方が良いと思いますか。
 - (1) 対象者を限定する必要はない。
 - (2) 対象者を限定した方が良い。(限定する対象者を下に記入してください。)
(例：女性や学生を対象とする。)
〔 〕
- 3 機能別団員を導入する場合、どのように配置するべきだと思いますか。
 - (1) 団本部直轄として、基本団員とは別に組織した方が良い。
 - (2) 各分団に所属し、基本団員同様に各分団に所属した方が良い。
 - (3) その他
〔 〕
- 4 機能別団員を導入する場合、機能別団員と基本団員の報酬等に差を設ける必要があると思いますか。
 - (1) 報酬(年2回に分けて支給)について
ア 基本団員と差を付けるべきではなく、同じが良い。
イ 任務が限定されているため減額する必要がある。(減額割合を下から選んでください。)
・支給なし ・半額 ・その他〔例：7割支給〕
 - (2) 費用弁償(出勤に対して支給)について
ア 応急救護訓練指導など基本団員と同じ出勤内容で差が付くのは良くないので、同じが良い。
イ 任務が限定されているため減額する必要がある。(減額割合を下から選んでください。)
・半額 ・その他〔例：7割支給〕
※ 費用弁償なので、支給なしは設定していません。
 - (3) 退職補償金(在職5年以上の者への退職金)について
ア 永年在職したことに対する退職金であり、基本団員と差を付けるべきではない。
イ 任務が限定されているため減額する必要がある。(減額割合を下から選んでください。)
・支給なし ・半額 ・その他〔例：7割支給〕
- 5 機能別団員を導入する場合、機能別団員に階級制限を設ける必要があると思いますか。
 - (1) 基本団員と差を付ける必要はない。
 - (2) 災害出勤しないなど、指揮活動の経験ができないため、階級制限した方が良い。
(制限範囲を下から選んでください。)
・団員に固定 ・班長まで ・その他〔 〕

6 機能別団員を導入する場合、機能別団員に支給する給貸与品を限定する必要があると思いますか。

- (1) 任務に係らず基本団員と同じで良い。
- (2) 応急救護訓練指導のみを行う機能別団員ならば、指導時に着用する活動服、アポロキャップ、短靴などに限定する等、任務や役割に必要な物のみ支給する。

7 機能別団員を導入する場合、機能別団員に対する教養は、どのように実施するべきだと思いますか。

- (1) 基本団員と同様に、「気をつけ」等の礼式から消防操法まで学べる、新入団員教養から実施する方が良い。
- (2) 「気をつけ」等の基本的な礼式と、応急手当法等の担当する任務についてのみの教養だけで良い。
- (3) 応急手当法等の担当する任務のみに特化した教養だけで良い。

【大規模災害団員に関する設問】

1 大規模災害団員を導入する場合、対象者を限定した方が良いと思いますか。

- (1) 対象者を限定する必要はない。
- (2) 対象者を限定した方が良い。(限定する対象者を下に記入してください。)
(例：消防団OBや消防職員OBを対象とする。)

[]

2 大規模災害団員を導入する場合、どのように配置するべきだと思いますか。

- (1) 団本部直轄として、基本団員とは別に組織した方が良い。
- (2) 各分団に所属し、基本団員同様に各分団に所属した方が良い。
- (3) その他

[]

3 大規模災害団員を導入する場合、基本団員と報酬等に差を設ける必要があると思いますか。

- (1) 報酬(年2回に分けて支給)について
 - ア 基本団員と差を付けるべきではなく、同じで良い。
 - イ 大規模災害時に限定されているため減額が必要である。(減額割合を下から選んでください。)
・支給なし ・半額 ・その他[(例：7割支給)]
- (2) 費用弁償(出勤に対して支給)について
 - ア 大規模災害出勤など基本団員と同じ出勤内容で差が付くのは良くないので、同じで良い。
 - イ 大規模災害時に限定されているため減額が必要である。(減額割合を下から選んでください。)
・半額 ・その他[(例：7割支給)]
※ 費用弁償なので、支給なしは設定していません。
- (3) 退職補償金(在職5年以上の者への退職金)について
 - ア 永年在職したことに対する退職金であり、基本団員と差を付けるべきではない。
 - イ 大規模災害時に限定されているため減額が必要である。(減額割合を下から選んでください。)

・支給なし ・半額 ・その他[(例：7割支給)]

4 大規模災害団員を導入する場合、階級制限を設ける必要があると思いますか。

- (1) 基本団員と差を付ける必要はない。
- (2) 普段の指揮活動経験がないため、階級制限した方が良い。
(制限範囲を下から選んでください。)

・団員に固定 ・班長まで ・その他[]

5 大規模災害団員を導入する場合、大規模災害団員に対する訓練は、どのように実施するべきだと思いますか。

- (1) 年1回以上、震災訓練等の機会に教育訓練を実施する。
- (2) その他[]

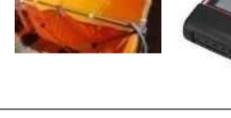
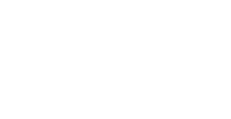
【装備資機材の整備に関する設問】

消防団員の活動をより安全にする装備資機材や活動の負担軽減になる装備資機材で、整備して欲しい装備資機材は、何かありますか。

(例：安全性の向上のため、消防隊員と同様に銀長靴から防火衣ズボン型にして欲しい。)

[]

主 な 消 防 団 装 備 資 機 材

	資 機 材 名	概 要															
消 火 関 係	可搬ポンプ	水を吸い上げて高所に水を上げたり、遠方へ送水するもので、消火活動等に使用します。 ポンプはB-2級消防ポンプで、搬送台車又は可搬ポンプ積載車に積載してあり、各可搬ポンプにそれぞれ65mmホース20本、放水用管そう2本、吸管等が装備されています。															
	可搬ポンプ積載車	災害出場や各種警戒、広報活動等を実施する時に使用しています。 車両には赤色灯やサイレンを装備しており、緊急走行が可能です。災害時には各消防団に配置してある可搬ポンプを積載（基本的には常時積載しています。）し、出場します。															
救 助 ・ 救 護 関 係	チェーンソー	震災時等の活動において、木材等の切断に使用します。															
	携帯型油圧救助器具	震災等の大規模災害における倒壊建物からの救助活動時や交通事故等における車両のドア開放等に活用します。															
	万能オノ	簡易的な携帯破壊器具です。木製ドアの開放等に活用します。															
	救急カバン	各種災害や警戒等において、傷病者が発生した際の応急救護活動に使用します。 <table border="1" data-bbox="588 1009 1459 1142"> <thead> <tr> <th>三角巾</th> <th colspan="2">絆創膏</th> <th colspan="2">粘着性伸縮包帯</th> <th>マウスピース</th> <th>ゴム手袋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5枚</td> <td>5袋 (大)</td> <td>1箱 (中)</td> <td>3cm幅 ×2個</td> <td>5cm幅 ×2個</td> <td>3個</td> <td>1箱</td> </tr> </tbody> </table>	三角巾	絆創膏		粘着性伸縮包帯		マウスピース	ゴム手袋	5枚	5袋 (大)	1箱 (中)	3cm幅 ×2個	5cm幅 ×2個	3個	1箱	
	三角巾	絆創膏		粘着性伸縮包帯		マウスピース	ゴム手袋										
	5枚	5袋 (大)	1箱 (中)	3cm幅 ×2個	5cm幅 ×2個	3個	1箱										
担架	持ち運びが容易なように、折りたたむことのできる担架です。 震災等の災害時に傷病者を搬送します。																
リヤカー	収納のために折りたたみできるリヤカーです。																
情 報 伝 達 関 係	消防団専用無線通信機	特別区消防団の災害現場等における情報伝達体制を強化し、総合的な災害対応力を向上させるため、特別区消防団専用の無線通信機として整備しています。															
	携帯無線機	同一の管轄の消防署隊と同じ署活波が入っている無線機です。															
	トランシーバー	消防団員の災害活動や警戒活動における消防団員相互の情報伝達手段として使用します。 通信距離が短いことから、現場における局所的な通信手段として活用します。															
	受令機	消防デジタル無線の受信専用機です。															
照 明 関 係	電光表示器	夜間における各種活動等において、周囲を均一的に明るくし、効果的かつ安全に活動できるよう、電光標示器（バルーン投光器）を整備しています。															
	投光器	夜間における災害現場や警戒場所で、採光用として使用します。															
そ の 他	携帯拡声器	持ち運びできる手持ちタイプの拡声器です。															
	防塵マスク	救助活動等の災害活動や各種訓練時等における粉じんの吸入を防ぎます。															
	防塵メガネ	救助活動や応急救護活動等の災害活動や各種訓練時等における目の保護のために配置しています。															
	頭上ライト	夜間や閉鎖空間で、個々に採光するためのもので、保安帽等に装着できます。															
	安全チョッキ	訓練時等で、安全管理担当を示すチョッキです。															
	誘導棒	車両や歩行者の誘導に使用します。															
	非常用発電機	震災時等において、長時間停電した状況下でも消防団活動を支障なく実施するため、分団本部に非常用発電機を配置し、分団本部施設の照明などの電気設備が通常どおり使用できるようにしています。															
	救命胴衣	水防活動時等において、消防団員が安全に活動できるよう救命胴衣を整備しています。															
	組立水槽	火災等における遠距離送水や訓練時の水利として使用します。															
放射能測定器	N災害時等においては、消防団は危険区域外で消防署隊の後方支援活動等を行う可能性があります。 このことから、消防団の活動区域が安全な区域であることを確認するために配置しているものです。																

○特別区の消防団の設置等に関する条例

昭和三八年七月二五日

東京都条例第五三号

(趣旨)

第一条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十八条第一項に規定する消防団の設置、名称及び区域並びに消防団運営委員会の設置、所掌事項、組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

(平一八条例一四三・一部改正)

(設置、名称及び区域)

第二条 消防組織法第九条第三号の規定に基き、特別区の存する区域に消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域は、別表のとおりとする。

(設置及び名称)

第三条 消防団の組織の整備を図り、その運営を円滑に行うため、知事の附属機関として、特別区ごとに、消防団運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 前項の委員会の名称には、その置かれた特別区(以下「特別区」という。)の名称を冠する。

(所掌事項)

第四条 委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項を審議して答申する。

- 一 消防団の組織に関すること。
- 二 消防団員の確保に関すること。
- 三 消防団員の待遇改善に関すること。
- 四 前各号のほか、前条第一項の目的を達成するため必要な事項

(組織)

第五条 委員会は、委員長及び次に掲げる者につき知事が委嘱する委員をもつて組織する。

- 一 学識経験のある者 六人以内
- 二 特別区の議会の議員 六人以内
- 三 特別区内の消防署長
- 四 特別区内の消防団長

(委員の任期)

第六条 前条第一号及び第二号の委員の任期は二年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第七条 委員長は、特別区の長とし、知事が委嘱する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統理する。

3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第八条 委員会は、委員長が招集する。

(定足数)

第九条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(表決)

第十条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、東京都規則で定める。